



発行 東京都

目次

告示

- 建築基準法による道路の指定(二件)……………(都市整備局多摩)
- 建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課……………(都市整備局多摩)
- 建築基準法による道路位置の指定(二件)……………(同)
- (都市整備局多摩)建築指導事務所開発指導第二課……………(同)
- 建築基準法による道路位置の指定の変更……………(同)
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(環境局環境改善部化学物質対策課)
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………(同)

公告

- 東京都歯科技工士国家試験の実施……………(福祉保健局医療政策部医療人材課)
- (福祉保健局医療政策部医療人材課)……………(同)

雑報

- 地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター平成二十二年度財務諸表に関する公告……………(地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター)

告示

東京都告示第千四百九十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年十月二十五日

東京都多摩建築指導事務所長

伊藤 達也

| 指定に係る道路の種類 | 指定年月日 | 指定に係る道路の位置 | 指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル) |
|----------------------|-------------|--|--------------------------|
| 法第四十二条第一項第四号の規定による道路 | 平成二十三年九月十四日 | 国立市大字谷保字寺ノ下二丁目、同番三、二、同番三十九番一の一部、同番一地先、二千三百二十番一、大字谷保字出井崎千三百二十三番一の一部、千三百二十七番二、同番二地先、千三百二十八番二、同番二地先、千三百六十七番二、千三百六十八番二、同番三、千四百三十一番二並びに千四百三十二番二、同 | 延長一八三九・八〇 幅員六・〇〇、八・〇〇 |

番三及び千四百三十三番二の各一部、同番二地先、大字谷保字岨ノ下千六百五十七番一の一部、同番一地先並びに同番二及び同番三の各一部、同番五並びに千六百五十八番一、千六百五十九番から千六百六十一番までの各一部及び同番地先並びに千六百六十二番から千六百六十九番までの各一部、同番地先、千六百七十五番の一部及び同番地先並びに千六百七十六番から千六百七十八番までの各一部及び同番地先並びに千六百七十九番及び千六百八十番の各一部、同番地先並びに千六百八十一番から千六百八十六番までの各一部及び同番

●東京都告示第千四百九十六号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年十月二十五日

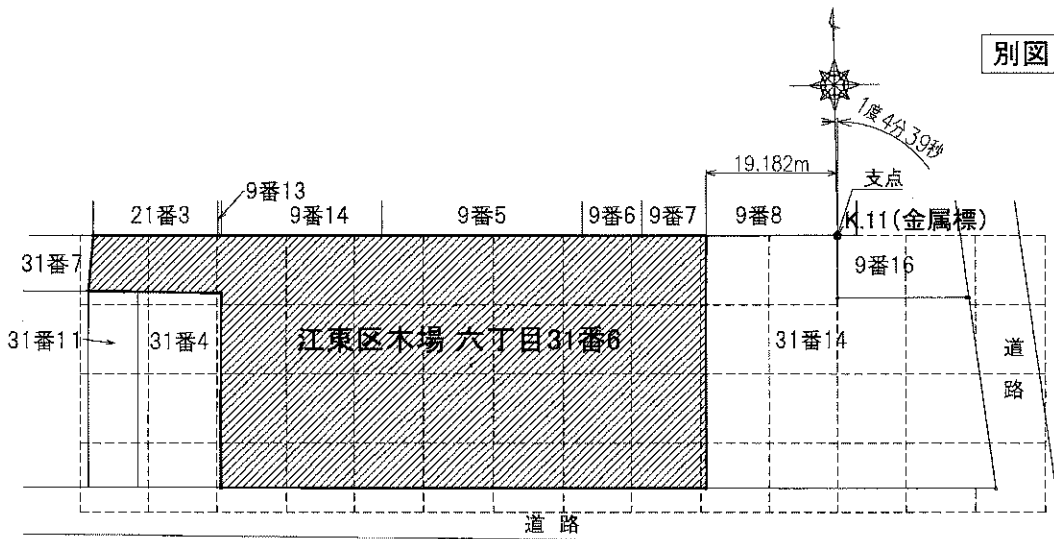
東京都知事 石原 慎太郎

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区木場六丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【支 点】
支点は、江東区木場六丁目31番14の測量点(K.11金属標)とする。

【格子の回転角度】 1度4分39秒
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

- 凡 例
- : 形質変更時要届出区域
 - : 筆境界
 - : 敷地境界
 - : 単位区画境界線